

人のうごき

令和8年9月届出分を掲載（希望者のみ）

おたんじょう

種村 凜雨^{りゅう}ちゃん（武蔵・美涼） 天売
行町 柚乃^{ゆの}ちゃん（圭太・真唯） 幸町

ごけっこん

菊池 勇慶^{ゆうけい}さん 菊池 亜理沙^{ありさ}さん 天売

おくやみ

長内 貞子 ^{さだこ} さん	66歳	北4の4
佐々木 キヌ子 ^{きんこ} さん	88歳	南2の6
河野 泰治 ^{たいぢ} さん	97歳	栄町
稲吉 マサ子 ^{まさこ} さん	96歳	栄町
重原 重雄 ^{しげお} さん	96歳	南1の3
舟見 ミツ子 ^{みつこ} さん	98歳	栄町
千田 サキ ^{さき} さん	93歳	幸町
村上 ツマ ^{つま} さん	102歳	栄町
和田 チエ ^{ちえ} さん	96歳	栄町
亀口 忠弘 ^{ただひろ} さん	90歳	北1の1
有野 勝雄 ^{かつお} さん	97歳	幸町
長谷川 進 ^{しん} さん	68歳	幸町
北川 聡美 ^{さとし} さん	51歳	南1の6
日角 敬彦 ^{けいひこ} さん	71歳	栄町
佐藤 一枝 ^{いち} さん	101歳	栄町

人口と世帯数（9月末）

人 口	5,620 人	（－ 22）
男	2,747 人	（－ 10）
女	2,873 人	（－ 12）
世帯数	3,229 世帯	（－ 10）

（ ）は前月比

お詫び

9月号の「おたんじょう」欄にて、
榊原 綴（つづる）^{つづる}くんのお名前のふりがな
表記がありませんでした。
お詫びいたします。



まちの法律

ひまわり 便り



「いつもの道、何キロで走っていますか？」 ～生活道路の法定速度が時速30キロになりました～

車での移動が欠かせない地域では、毎日通る道を何キロで走っているか、あまり意識しないかもしれません。令和8年9月1日から、道路交通法施行令の改正により、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロから30キロに引き下げられました。

法定速度とは、標識などで最高速度が指定されていない道路に適用される、法令で定められた最高速度です。これまで一般道路を走る自動車の法定速度は原則として時速60キロでしたが、今回、道路の種類によって区別されることになりました。なお、原動機付自転車の法定速度は、以前から時速30キロです。

時速30キロとなるのは、中央線や車両通行帯がなく、中央分離帯などで上りと下りが分けられてもいない一般道路です。政府広報によれば、対象となり得るのは主に道幅5.5メートル未満の道路で、全国の国道、都道府県道、市町村道のおよそ7割を占めるとされています。もっとも、対象になるかどうかは、道幅そのものではなく、中央線などがあるかどうかで決まります。

一方、中央線や車両通行帯がある道路、中央分離帯などで往復の方向が分けられている道路、自動車専用道路などは、これまでどおり時速60キロです。また、標識や道路標示で最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。逆に言えば、最高速度を指定する標識等がない道路でも、中央線などがなければ時速30キロが上限になるといことです。

見直しの背景には、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に高まることが明らかになっているという事情があります。注意したいのは、これまでの感覚で時速60キロで走ると、30キロの速度超過になる点です。一般道路での30キロ以上の速度超過は、反則金を納めれば済む反則行為には当たらず、刑事手続の対象となります。法定刑は6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金です（道路交通法第118条第1項第1号）。違反点数は6点、他の累積点数や前歴がなければ原則30日の免許停止となります。

これから雪の季節を迎えると、路面の表示が見えにくくなり、道幅も狭くなります。法定速度はあくまで上限であり、道路や天候の状況に応じた安全な速度で走ることが大切です。ご自宅の周りや通勤、通学、買い物で使う道に中央線があるかどうか、一度確かめてみてください。毎日通る道こそ、改めて速度を見直し、歩行者や自転車に配慮した運転を心掛けましょう。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341



広報はぼろ 令和8年10月号 No.760 発行 羽幌町 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地1 編集 地域振興課
電話 0164(68)7013 FAX 0164(62)1219 メール c-kouhou@town.haboro.lg.jp ホームページ www.town.haboro.lg.jp